

【資料2】

審議会の設置目的及び所掌事務について

甲賀市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期を定めています。

○名称

甲賀市総合計画審議会

○担任する事務

総合計画の策定及びその推進に関する事項について調査し、審議すること。

○委員構成

1号委員 市民（公募）

2号委員 学識経験を有する者

3号委員 その他市長が適当と認める者

○委員数

20人以内

○委員の任期

2年

○組織、運営

甲賀市総合計画審議会規則（平成26年4月1日施行）により定められています。【資料3】